お宅の井戸水は大丈夫？

井戸を適正に管理しましょう！

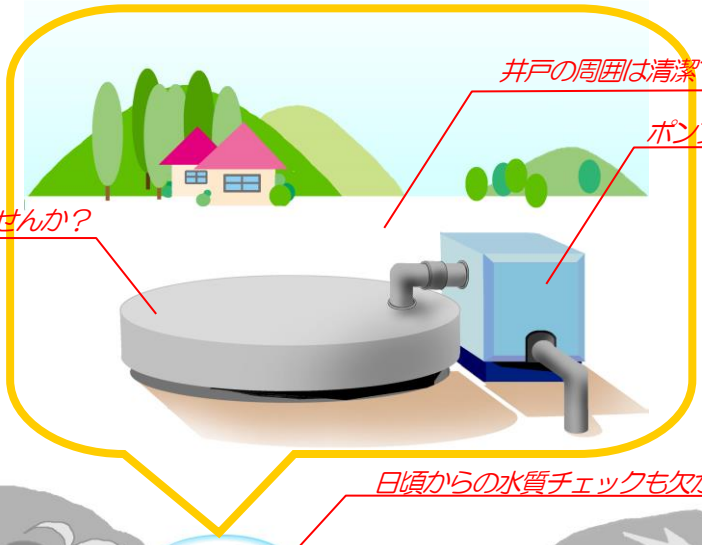

日頃からの水質チェックも欠かせません！

飲料水には安全な水道水を利用しましょう！やむを得ず井戸水を利用する場合には、必ず水質検査を実施しましょう！

定期的に水質検査を行っていますか？

井戸水の水質は不安定です。水質検査で確認を！

- 家庭用の井戸は浅い井戸が多いため、井戸の周囲の影響を受けやすく、さまざまな有害物質によって、気がつかないうちに井戸水が汚染されていることがあります。
- 飲用には安全な水道水を利用しましょう。
- やむを得ず井戸水を飲用する場合は、必ず水質検査を実施して、水質基準に適合していることを確認しましょう。

井戸の周囲は清潔に！

- 井戸やその周辺は、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- 井戸（ふた、ポンプ、バルブ等）やその周辺に異常がないか、また清潔に保たれているか定期的に点検を行いましょう。

定期的に水質検査を実施しましょう！

- 井戸水は、井戸及びその周辺の状況によって大きく水質が異なります。
- 井戸水を飲用する場合は、使い始めるときはもちろん、使っている間は、水質基準項目の必要な項目について、１年に１回以上定期的に水質検査を実施してください。
- 水質検査は保健所等の検査機関で有料で実施することができます。検査手数料等は、検査機関にご確認ください。

「泉佐野市飲用井戸等衛生管理指導要領」をご覧ください。

- 市では、「泉佐野市飲用井戸等衛生管理指導要領」により、管理基準や水質検査の実施について定めています。
- 要領のくわしい内容は、市役所環境衛生課へお問い合わせいただくか、環境衛生課のウェブページをご覧ください。

https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/suidou/1361852728784.html

汚染がわかったら！（ただちに市役所へ連絡を！）

- 給水する水が人の健康を害することがわかったときは、ただちに給水を停止し、利用者にその旨を知らせるとともに、市役所環境衛生課に連絡して必要な指示を受けてください。
- 水質検査の結果、水道法の水質基準を越える汚染が判明したときは、市役所環境衛生課に連絡して指示を受けてください。

飲用井戸の水質検査はつぎの表を参考に実施してください。

■泉佐野市飲用井戸等衛生管理指導要領で定める実施項目と頻度（●必ず実施する項目、○必要に応じて実施する項目）

水道法の水質基準項目（平成１５年厚生労働省令第１０１号）　　H26 年 4 月 1 日現在

水　質　基　準　項　目	水 質 基 準 値	使 用 開 始 時 に実施する項目	1 回/年以上定期的 に実施する項目	水に異常がある おそれがあるとき
1　一般細菌	100 集落/mL 以下	●	●	○
2　大腸菌	検出されないこと	●	●	○
3　カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	●	○	○
4　水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	●	○	○
5　セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
6　鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
7　ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
8　六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	●	○	○
9　亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	●	●	○
10　シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	●	○	○
11　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	●	●	○
12　フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	●	○	○
13　ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
14　四塩化炭素	0.002mg/L 以下	●	○	○
15　1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	●	○	○
16　シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	●	○	○
17　ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	●	○	○
18　テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
19　トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
20　ベンゼン	0.01mg/L 以下	●	○	○
21　塩素酸	0.6mg/L 以下	○	○	○
22　クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	○	○	○
23　クロロホルム	0.06mg/L 以下	○	○	○
24　ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下	○	○	○
25　ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
26　臭素酸	0.01mg/L 以下	○	○	○
27　総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
28　トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下	○	○	○
29　ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	○	○	○
30　ブロモホルム	0.09mg/L 以下	○	○	○
31　ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	○	○	○
32　亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
33　アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	●	○	○
34　鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	●	●	○
35　銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
36　ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	●	○	○
37　マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	●	●	○
38　塩化物イオン	200mg/L 以下	●	●	○
39　カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	●	○	○
40　蒸発残留物	500mg/L 以下	●	○	○
41　陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	●	○	○
42　ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	○	○	○
43　2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	○	○	○
44　非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	●	○	○
45　フェノール類	0.005mg/L 以下	●	○	○
46　有機物（全有機炭素の量）	3mg/L 以下	●	●	○
47　pH 値	5.8 以上 8.6 以下	●	●	○
48　味	異常でないこと	●	●	○
49　臭気	異常でないこと	●	●	○
50　色度	5 度以下	●	●	○
51　濁度	2 度以下	●	●	○